

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024 年 12 月 23 日
【発行者の名称】	株式会社タイヨーパッケージ (TaiyoPackage Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楠 流維
【本店の所在の場所】	富山県中新川郡立山町利田 183 番地 1
【電話番号】	076-464-2300
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 稲井田 勝
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/groups/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社タイヨーパッケージ https://taiyopackage.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下、「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下、「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 80 期	第 81 期	第 82 期
決算年月	2022 年 9 月	2023 年 9 月	2024 年 9 月
売上高 (千円)	3,591,354	3,842,282	3,995,722
経常利益 (千円)	26,360	102,565	210,206
当期純利益 (千円)	15,884	64,405	133,376
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,550,000	1,550,000	310,000
純資産額 (千円)	1,150,379	1,150,318	1,221,695
総資産額 (千円)	4,786,048	4,418,042	4,532,385
1 株当たり純資産額 (円)	3,710.90	3,710.71	3,940.95
1 株当たり配当額 (円)	40	40	200
(うち 1 株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益 (円)	69.78	207.76	430.25
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	24.0	26.0	27.0
自己資本利益率 (%)	1.7	5.6	11.2
株価収益率 (倍)	—	—	2.9
配当性向 (%)	390.3	96.3	46.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△63,403	826,004	329,135
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△368,274	△127,064	△294,352
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	416,940	△615,868	28,514
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	245,570	328,641	391,939
従業員数 (名)	203	192	185
[外、平均臨時雇用人員]	[4]	[9]	[4]

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第80期及び第81期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 第81期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定

に基づき、また、第82期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けておりますが、第80期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しておりますが、第80期の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【沿革】

当社は、1941 年に配置薬業者向けの販売促進グッズを取り扱う進物屋、所謂ギフトショップとして創業しました。その後、家庭での配置薬の保管箱も製造するようになり、戦後、太陽紙器工業株式会社として会社化しました。贈答品用の箱はもちろんのこと、食品菓子、雑貨、文具などに水平展開し、社名を現在の株式会社タイヨーパッケージに改めたのは昭和中期の事です。現在は、医薬品パッケージを軸とした包材の製造及び包装の受託並びにこれら附帯業務（以下、「包材製造・受託包装」という。）を展開しております。

当社の創業以後に係る経緯は以下の通りであります。

年 月	沿 革
1941年10月	富山市太田口通りに創業
1948年 3 月	太陽紙器工業株式会社として設立
1957年 4 月	紙器業界初となる企画・デザイン室を設置
1960年11月	営業の活動拠点として大阪営業所を開設
1961年 9 月	営業の活動拠点として東京営業所（現・東京本社）を開設
1966年10月	富山市綾田町に本社、本社工場を移転
1967年10月	社名を株式会社タイヨーパッケージに改称
1970年 8 月	厚紙（700g/㎡）へのダイレクト印刷技術を開発 ジグソーパズル、百人一首などの紙玩具製造に応用
1977年10月	富山市三郷に本社、本社工場を移転
1990年 8 月	全工程をコンピューター制御化
1996年 5 月	国内初となる自動検版装置を導入
1998年12月	紙器業界初となる自動大判検品装置を導入
2001年 1 月	ISO9001 認証取得
2006年 5 月	営業の活動拠点として滋賀営業所を開設
2010年 8 月	立山町利田に、医薬品パッケージ製造にフォーカスした工場（現・富山本社第1工場）を増設、本社機能を移転
2016年 9 月	営業の活動拠点として名古屋営業所（現・愛知営業所）を開設
2018年 6 月	ISO（9001・14001・IEC 27001）と GMP の考え方を併せ持った独自の統合マネジメントシステムを制定し、ISO9001 認証を返上
2020年10月	営業の活動拠点として福岡営業所を開設
2021年12月	医薬部外品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2022年 2 月	日本健康・栄養食品協会 GMP 工場 認定
2022年 4 月	特殊加工及び原材料倉庫として、富山本社第2工場を増設
2022年12月	化粧品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2023年 5 月	指定医薬部外品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2023年 9 月	医薬品製造業許可（包装・表示・保管） 取得
2024年 6 月	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場

3 【事業の内容】

当社は、全国にある医薬品や健康食品の企業様に箱（パッケージ）を販売する、デザインや印刷加工を行う印刷会社です。営業拠点は5カ所（富山、東京、大阪、愛知、福岡）、デザイン拠点は2カ所（富山、東京）、製造拠点は3カ所（富山）あります。顧客の商品がヒットすれば、当社への注文も増加しますので、日頃より売れるパッケージのご提案に努めています。その為には、商品特性を掴むだけでなく、消費者の動向、顧客工場や小売店での扱いやすさにも注力が必要です。

(1) 医療用医薬品パッケージ製造

病院や薬局等の医療現場で使われる医療用医薬品のパッケージは、取り違いが重大な医療ミスに繋がる現場で使用されるため、一目で薬の種類が分かるような色を使ったり、数字を大きく印刷して容量を分かりやすくしたり等、使いやすくして取り違いが防げる工夫を施しています。



(2) 一般用医薬品パッケージ製造

ドラッグストア等の店頭で販売される一般用医薬品のパッケージは、カラフルなデザインや表面の光沢等、人目に付きやすくする多数の加工を施すことが特徴です。また、成分表示に誤りがあると重大な事故につながることもあるため、表記文字の校正は慎重に行います。



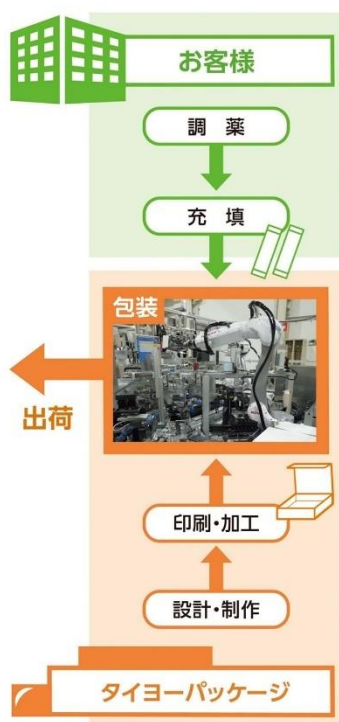
(3) 健康食品・化粧品パッケージ製造

健康食品や化粧品のパッケージは、一般用医薬品パッケージと同様にカラフルなデザインなものが多いですが、一部では更に高級感を出すための煌びやかな加工や、箱の形状自体に特徴を持たせた加工を行うことが特徴です。また、最近では素材としてアルミパウチを使うことも増えてきています。



(4) 受託包装

顧客から中身の製品をお預かりして、包装と出荷を請け負うサービスも展開しています。当社では、包材となるパッケージの製造から包装・出荷までをトータルサービスとして提供することができることが特徴です。

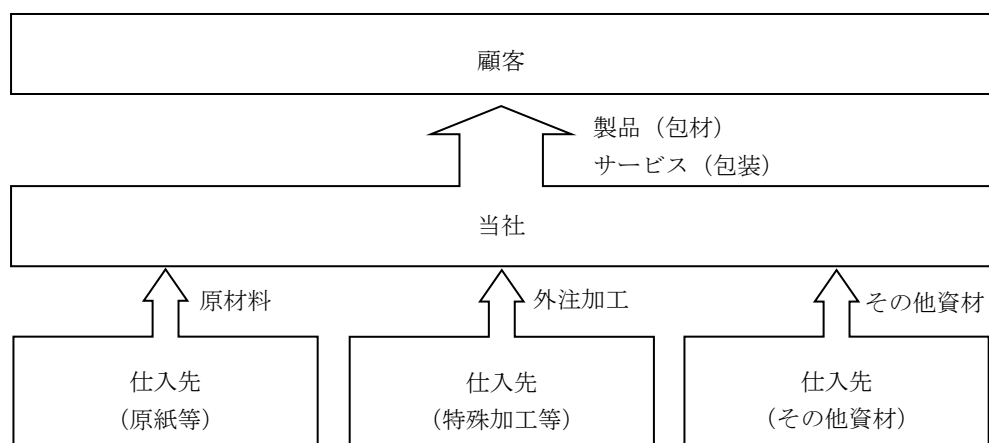


食品やお菓子のパッケージは、手に取る人に雰囲気や楽しさを味わってもらうためのデザインや箱の形状が特徴です。当社では、富山土産として親しまれる「ますのすし」の特殊な箱の構造を手掛けた歴史もあり、グラフィックだけではなく、コンストラクションのデザインも得意としています。



当社ではパッケージだけではなく、パズルやかるた等の紙製の文具製造も古くから行っています。主に、大手玩具メーカーの知育部門等から製造を受託しています。

当社事業を事業系統図によって示すと、以下の通りです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024 年 9 月 30 日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
185〔4〕	41.1	12.6	4,500

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与には、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は包材製造・受託包装の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2023年10月1日～2024年9月30日）におけるわが国の主要な状況は、以下の通りでした。

【政治】米国では民主党バイデン政権の任期満了が近づき、共和党トランプ陣営が活気づいている。

日本では東京都知事選、自民党総裁選と続き、解散総選挙へ向けた選挙ムードが高まっている。

【経済】日経平均株価 30,858～40,369 円：政府による投資促進政策である新 NISA による買い行動や利上げ等の複
数要因で株価が乱高下しつつ緩やかに上昇した。

為替 1 ドル 142.70～162.23 円：日米金利差の長期化を主因とする円安が進行した。

【社会】COVID-19 パンデミックへの意識が薄れ、人の往来が活発化したことでインバウンド需要が回復した。

円安による輸入コストの増加等の要因で物価が上昇し、賃上げの動きが活発化している。

【技術】文章や画像の生成 AI が急激に成長し、製造現場だけでなくオフィスワークの省力化でも活用され始めた。

当社の主要顧客の市場である医薬品業界における医療用医薬品（処方箋薬）は、品薄の状況が続いており、厚生労働省が医薬品の枯渇回避のために増産要請を実施しているものの、品質不正問題に端を発する医薬品メーカーへの品質改善要求によって増産に慎重な姿勢を取っており、状況改善の兆しは見ていません。また、医薬品メーカーは円安による原薬の高騰に加え、度重なる薬価低減が薄利を招き、人手不足も相まって増産が出来ないジレンマに陥っていると推測されます。一方で、自粛生活によって風邪薬や胃腸薬などの販売量が減少していた一般用医薬品（OTC）は、外出の機会やインバウンドの増加により販売量が回復し始めました。また、消費者の健康志向の高まりから健康食品市場が成長していましたが、大手健康食品メーカーで発生した健康被害により消費者不安が高まり、健康食品メーカーは新商品の開発・販売に慎重な姿勢を取り始めています。

当社が属する医薬品等包材を製造する印刷業界では、主要サプライヤーである製紙業界からのパルプ等の輸入品、エネルギーコスト、物流費の上昇による値上要求があり、その他副資材も同様でした。当社や多くの競合他社では、当事業年度内で価格転嫁の交渉を終えることができたが、一部、価格転嫁ができていない競合も散見されます。尚、参入障壁の高さから医薬品包材における目立った新規参入は無く、脅威と成る代替品の登場もありませんでした。当社が新規領域として売上拡大を計画している受託包装業界に関しては、新規参入を検討している企業が出始めています。

このような中、当社は、前事業年度において発生した原材料高騰によって生じた値上げ交渉について、顧客との良好な関係性を活かして価格転嫁の交渉を進め、当事業年度の第2四半期までに全て完了することが出来ました。第3四半期、第4四半期においては、TOKYO PRO Market 市場への上場を果たし、顧客からの信頼がより一層高まった1年となりました。

更に、前事業年度に取得した医薬品（包装・表示・保管）、医薬部外品（包装・表示・保管）、化粧品（包装・表示・保管）の製造業許可や健康食品 GMP の認証により、健康食品向けの受託包装を安定して受注できていることに加え、新たに医薬品の受託包装の受注も始まっており、新規領域での売上拡大が順調に進んでおります。なお、一般用医薬品（OTC）の市場での売れ行きが好調なため、当社においても一般用医薬品パッケージの売上が順調に伸びました。

また、数年前から取り組んでいる IT ツールを活用した営業活動や、製造オペレーションの改善、製造マシン自体の開発による省力化も順調に進んでおり、更に生産性を高めることができました。

これらの結果、売上高は 3,995 百万円（前年比 4.0%増）、営業利益は 203 百万円（前年比 101.2%増）、経常利益は 210 百万円（前年比 104.9%増）、当期純利益は 133 百万円（前年比 107.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 391 百万円となり、前事業年度末に比べ 63 百万円増加いたしました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は 329 百万円となりました。これは主に税引前当期純利益 191 百万円、減価償却費 363

百万円等が増加したものの、売上債権の増加 121 百万円、法人税等の支払額 71 百万円により減少したものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は 294 百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出 282 百万円及び無形固定資産の取得による支出 24 百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は 28 百万円となりました。これは主に長期借入れによる収入 530 百万円により増加したものの、長期借入金の返済による支出 498 百万円により減少したものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度における生産実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高 (千円)	前年比 (%)
包材製造・受託包装	2,732,191	101.4
合計	2,732,191	101.4

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年比 (%)	受注残高 (千円)	前年比 (%)
包材製造・受託包装	4,249,230	101.2	295,264	59.9
合計	4,249,230	101.2	295,264	59.9

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年比 (%)
包材製造・受託包装	3,995,722	104.0
合計	3,995,722	104.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
日医工株式会社	431,801	11.2	464,119	11.6

2. 割合が 10%未満の相手先については記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

（物価高騰における価格転嫁の対応）

当社製品の原材料である紙やインキは、原油や木材等の価格変動や為替レートの影響を大きく受けるものであり、現在の経済情勢では価格高騰が継続する見通しです。今後も必要に応じて価格転嫁を行っていく必要がありますが、当社における生産性向上等によって可能な限り製品原価への影響を抑え、顧客との良好な関係を維持しつつ進めることを課題として認識しております。

（人的資本投資の強化）

当社の事業拡大を進めるためには、専門的な技術力や知識を有する高度人材の獲得及び育成が不可欠であると考えております。そのため、高度人材を獲得するための採用体制の改革、既存人材の能力や意識の向上を図るための教育研修制度の拡充を行う等、人的資本投資の強化を進めてまいります。

（生産量の強化）

当社の売上拡大が順調に進んでいる中、既存工場・設備での生産キャパシティの上限が迫っており、今後生産量を増加させていくために、新工場の検討や設備の増設を進めてまいります。

（コーポレート・ガバナンスと内部統制の強化）

当社は、当社の更なる事業の拡大、継続的な成長のために、更なる経営の健全性、透明性及び客観性の確保が必要であり、コーポレート・ガバナンスと内部統制の強化が重要な課題であると認識しております。当社は、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対するコンプライアンス教育の強化等により、コーポレート・ガバナンスと内部統制の更なる強化に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）国内の経済状況の変化について

当社は日本国内の医薬品メーカー、健康食品・化粧品メーカー等を主な顧客として事業展開しているため、日本国内の経済情勢の変動によって顧客各社の経営状況が影響を受け、当社の経営成績及び財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

（２）医薬品メーカーを取り巻く環境の変化について

当社事業の売上高の大半は医療用医薬品と一般用医薬品が占めており、顧客の大半が医薬品メーカーという状況です。特定の顧客が売上高の大半を占めるという状況には無いため、顧客１社の経営状況が当社の経営成績に大きな影響を及ぼすということはありませんが、医薬品メーカー全体又は複数顧客を取り巻く市場や業界動向、関連法の改正及びその他薬事行政における指導等による環境変化が当社にも影響を及ぼす可能性があります。当社は、他顧客業種の開拓等により、医薬品メーカーの経営状況による影響を小さくするよう努めて参りますが、大きな環境変化が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）原材料やエネルギーの価格変動による影響について

当社事業の原材料である紙やインキ、生産設備の動力源である電力やガス等のエネルギーは世界情勢や市況によって供給不足や価格高騰が発生するリスクがあり、当社は仕入先の分散、生産性の向上や省エネ推進、製品販売価格への転嫁等によってこれらのリスク低減や影響緩和に努めて参りますが、それでも影響が吸収しきれない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特有の法的規制及び製品の不具合が生じた場合の責任について

当事業における製品の大半を占める医薬品向けの包材は、医薬品の一部であり、包材に表示面での誤りがあった場合、その誤った情報を基に医薬品が使用されてしまうことで、時には人命に関わる事態を引き起こす可能性があります。当社では医薬品における GMP の考え方をベースとした独自の品質マネジメントシステムによって品質管理・品質保証体制を構築し、安定した品質の製品供給に努めていますが、万が一、当社の製造過程における過失等により薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）に抵触する製品が市場に流出した場合、その回収費用等の負担が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、顧客における製造過程において、当社が製造・販売した製品に起因する何らかの不具合が生じた場合、発生した回収費用の責任割合に応じて当社負担が発生し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 許認可の取消が生じた場合の影響について

当社では、受託包装における一部製品の取り扱いのため、以下の許認可を取得しております。

許認可の名称・許認可番号	所轄官庁等	許認可の内容	有効期間	法定違反の要件及び主な許認可取消事由
医薬品製造業許可（医薬品包装・表示・保管） 16AZ200082	富山県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により許可された医薬品製造業者であることの証明	2023 年 9 月 19 日 ～2028 年 9 月 18 日	更新の申請時に、構造設備、許可に必要な資格者を有しないなどの厚生労働省令で定める基準に適合しない時は取消となる場合がある
医薬部外品製造業許可（医薬部外品包装・表示・保管） 16DZ200042	富山県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により許可された医薬部外品製造業者であることの証明	2021 年 12 月 24 日 ～2026 年 12 月 23 日	更新の申請時に、構造設備、許可に必要な資格者を有しないなどの厚生労働省令で定める基準に適合しない時は取消となる場合がある
化粧品製造業許可（化粧品包装・表示・保管） 16CZ200056	富山県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により許可された化粧品製造業者であることの証明	2022 年 12 月 27 日 ～2027 年 12 月 26 日	更新の申請時に、構造設備、許可に必要な資格者を有しないなどの厚生労働省令で定める基準に適合しない時は取消となる場合がある

これらについては、許認可取消事由に該当してしまった場合に取消となることがあり、当社では、許可に必要な構造設備・資格者を継続して有することができるよう、細心の注意を払って管理を行っておりますが、万が一、許認可が取消となってしまった場合には、当事業の大半を占める包材製造への影響は無いものの、受託包装における一部製品の取り扱いができなくなるため、顧客からの受注が減少し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 設備投資について

当事業は包材の製造販売を中心としており、その設備投資については市場動向や顧客状況を踏まえた受注予測に基づいた設備投資計画を策定しています。しかしながら、受注予測が計画通りに進捗しない場合には、投資回収期間の長期化によって当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、受注予測が計画通りであっても、設備投資が計画どおりに進捗しなかった場合は、受注機会の損失によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 情報セキュリティについて

当社は顧客の新製品の包材を販売することもあり、その際には顧客から未公開の新製品情報の提供を受けることがあります。当社は顧客と秘密保持契約や覚書を締結した上で、情報漏えいの防止を徹底しておりますが、万が一、情報漏えいが発生した場合は、顧客からの信頼関係失墜による受注機会の損失によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害の発生について

大規模な地震や台風・大雨・大雪等の自然災害が発生することによる当社の建物設備の損壊、がけ崩れ等の自然災害による物流網の機能停止等が発生した場合、当社の営業活動全般に支障が生じる可能性があります。発生時の損害を最小限にするために、事業継続計画を策定し、自然災害が発生した場合の初期対応や定期的な点検・訓練、連絡体制等について具体的な備えを推進しておりますが、このような災害による物的、人的被害により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しております。当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下、「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等

が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。））についての書面による報告を受けた日
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場

合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下、「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について

株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当事業年度における研究開発費の総額は 15,224 千円となっております。

当社は現在、製造工程全般における省人化と充填技術を主として研究開発活動を行っておりますが、今後は研究開発費を増加して更に積極的に研究開発を継続しつつも、小さなコストで大きな成果を挙げられるよう、効率的な活動を目指してまいります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

総資産は4,532百万円となり、前事業年度末に比べ114百万円増加いたしました。

その内、流動資産につきましては1,571百万円と、前事業年度末に比べ175百万円増加いたしました。その主な要因は、現金及び預金、電子記録債権並びに売掛金の増加によるものです。また固定資産につきましては、2,960百万円と、前事業年度末に比べ61百万円減少いたしました。その主な要因は、有形固定資産及びソフトウェアの減少によるものです。

(負債の部)

負債合計は3,310百万円となり、前事業年度末に比べ42百万円増加いたしました。

その内、流動負債につきましては1,251百万円と、前事業年度末に比べ63百万円増加いたしました。その主な要因は、短期借入金の増加によるものです。また固定負債につきましては2,059百万円と、前事業年度末に比べ20百万円減少いたしました。その主な要因は、繰延税金負債の減少によるものです。

(純資産の部)

純資産は1,221百万円となり、前事業年度末に比べ71百万円増加いたしました。その主な要因は、当期純利益133百万円の計上による利益剰余金の増加によるものです。この結果、当事業年度末の自己資本比率は、27.0%となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社では 283,668 千円の設備投資を実施いたしました。主なものは、包材製造・受託包装における生産設備の導入の 195,817 千円であり、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、除却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2024 年 9 月 30 日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員 数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置及び 車両運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	工具、器具 及び備品	合計	
富山本社 (富山県中 新川郡立山 町)	包材製造・ 受託包装	包材の製 造設備、 管理設備	1,208,430	654,207	393,741 (30,609.38)	3,564	32,777	2,292,719	158 〔一〕
三郷工場 (富山県富 山市)	包材製造・ 受託包装	包材の製 造設備、 管理設備	89,745	79,406	167,355 (14,608.62)	3,822	863	341,191	15 〔4〕
西本郷工場 (富山県富 山市)	包材製造・ 受託包装	包材の製 造設備、 管理設備	59,823	14,847	59,131 (2,639.81)	—	17	133,818	3 〔一〕
東京本社そ の他事業所	包材製造・ 受託包装	包材の設 計設備	694	2,097	—	—	380	3,171	9 〔一〕

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
富山本社 (富山県中 新川郡立山 町)	包材製造・ 受託包装	包材の製 造設備	88,988	20,700	借入金	2024年9月	2025年1月	—
富山本社 (富山県中 新川郡立山 町)	包材製造・ 受託包装	包材の製 造設備	170,154	36,000	借入金	2024年9月	2025年5月	—

(注) 1. 完成後の増加能力については現段階での量的換算が困難であり、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末現在 発行数 (株) (2024年9月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2024年12月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,240,000	930,000	310,000	310,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,240,000	930,000	310,000	310,000	—	—

- (注) 1. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合に伴う定款変更が行われたため、発行可能株式総数が4,760,000株減少し、1,240,000株となっております。
2. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合に伴う定款変更が行われたため、また、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、未発行株式数は3,520,000株減少し、930,000株となっております。
3. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、発行済株式総数は1,240,000株減少し、310,000株となっております。
4. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を導入しておりますが、当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の総数は、0株です。

(6) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

(7) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年8月31日 (注) 1	450,000	1,550,000	45,000	100,000	45,000	55,000
2024年3月11日 (注) 2	△1,240,000	310,000	—	100,000	—	55,000

- (注) 1. 2022年8月29日開催の臨時株主総会決議により、普通株式450,000株を第三者割当の方法により発行し、資本金が45,000千円、資本準備金が45,000千円増加しております。
2. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株

式併合を実施しており、発行済株式総数は 1,240,000 株減少し、310,000 株となっております。

(8) 【所有者別状況】

2024 年 9 月 30 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	3	—	—	18	21	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	441	—	—	2,659	3,100	—
所有株式数 の割合（％）	—	—	—	14.2	—	—	85.8	100.0	—

(注) 1. 2024 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会決議により、2024 年 3 月 11 日付で普通株式 5 株を 1 株に併合する株式併合を実施しており、上記株式の状況につきましては、当該株式併合後の株式の状況を記載しております。

2. 2024 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会決議により、2024 年 3 月 11 日付で 1 単元を 100 株とする単元制度を採用しております。

(9) 【大株主の状況】

2024 年 9 月 30 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
楠 流維	富山県富山市	166,200 株	53.61%
楠 行博	富山県富山市	51,500 株	16.61%
稲井田 勝	富山県富山市	31,400 株	10.13%
日医工株式会社	富山県富山市総曲輪 1 丁目 6 番	24,000 株	7.74%
王子マテリア株式会社	東京都中央区銀座 5 丁目 12 番	20,000 株	6.45%
楠 晴行	茨城県土浦市	2,600 株	0.84%
酒井 博行	富山県富山市	2,000 株	0.65%
堀田 篤志	富山県富山市	1,400 株	0.45%
高沼 美昭	富山県富山市	1,000 株	0.32%
佐伯 浩一	富山県富山市	1,000 株	0.32%
計	—	301,100 株	97.13%

(10) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 310,000	3,100	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 310,000	—	—
総株主の議決権	—	3,100	—

(注) 1. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しており、上記株式数及び議決権の数につきましては、当該株式併合後の株式数及び議決権の数を記載しております。

2. 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で1単元を100株とする単元制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社においては、株主の皆様への利益還元を経営の重要施策と位置づけております。利益の配分につきましては、持続的成長を支える将来の事業基盤強化に向けた投資資金及び財務基盤の強化に必要な内部留保のバランスを考慮しつつ、株主の皆様への継続的な配当を基本方針としています。これに加え業績に応じた成果の配分を行うことを念頭に、具体的には配当性向40%以上を目途に安定的に配当を維持又は増加させてまいりたいと考えております。

当社は、第82期事業年度の剰余金の配当につきましては、上述の方針のもと、1株当たり200円を実施することを決定しました。この結果、第82期の配当性向は46.5%となります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年3月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2024年12月23日 定時株主総会決議	62,000	200

4 【株価の推移】

（1）最近3年間の事業年度別最高・最低株価

回次	第82期
決算年月	2024年9月期
最高（円）	1,250
最低（円）	1,250

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2．当社株式は、2024年6月27日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

（2）最近6月間の月別最高・最低株価

月別	2024年4月	2024年5月	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月
最高（円）	—	—	1,250	—	—	—
最低（円）	—	—	1,250	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2．当社株式は、2024年6月27日に東京証券取引所（TOKYO PRO Market）に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

3．2024年7月から2024年9月については、売買実績がないため記載しておりません。

5 【役員の状況】

男性 6名、女性 1名（役員のうち女性の比率—%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	楠 流維	1979年7月28日	2003年 2007年 2010年 2013年 2014年 2018年	当社入社 当社経営企画室長 当社営業本部課長 当社取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長（現任）	（注）1	（注）3	166,200
取締役	副社長	稲井田 勝	1968年3月5日	1990年 2009年 2010年 2011年 2012年 2014年	日本電信電話株式会社入社 当社入社 当社経営企画部長 当社上席執行役員 総務部長 当社取締役 上席執行役員 当社代表取締役副社長 当社取締役副社長（現任）	（注）1 （注）5	（注）3	31,400

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
取締役	—	川島 嘉洋	1952 年 10 月 17 日	1976 年 2009 年 2011 年 2012 年 2017 年 2022 年	当社入社 当社生産本部執行役員 株式会社タイヨー物流社長 株式会社タイヨー物流社長退任 当社生産本部執行役員退任 当社退社 当社顧問契約 当社取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	土肥 正志	1953 年 1 月 18 日	1977 年 2017 年 2018 年 2021 年 2022 年	YKK株式会社入社 当社へ出向 当社入社 当社退社 当社顧問契約 当社取締役（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	横田 早世	1987 年 1 月 27 日	2010 年 2015 年 2016 年 2016 年 2017 年 2021 年 2022 年	岩谷産業株式会社入社 アウル株式会社入社 スマートキャンプ株式会社入社 開業（個人事業主） 会社設立（株式会社ラフスケッチ）（現任） 当社顧問契約 当社取締役（現任）	(注) 1 (注) 4	(注) 3	—
監査役	—	飯野 輝夫	1949 年 5 月 22 日	1972 年 1993 年 1996 年 2006 年 2007 年 2009 年 2012 年 2013 年 2018 年 2022 年	太田製薬株式会社入社 テイコクメディックス株式会社 取締役営業推進部長 同社 取締役財務部長 太田製薬株式会社 取締役工場長 テイコクメディックス株式会社 取締役管理部長 日医工ファーマ株式会社 執行役員山形工場長 ヤクハン製薬株式会社 専務取締役 同社 代表取締役 当社顧問契約 当社監査役（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計								197,600

- (注) 1. 取締役の任期は、2024 年 3 月開催の臨時株主総会終結の時から 2025 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2024 年 3 月開催の臨時株主総会終結の時から 2027 年 9 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2024 年 9 月期における役員報酬の総額は、72,600 千円であります。
4. 取締役 横田 早世は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
5. 取締役 稲井田 勝は、取締役社長 楠 流維の義兄であります。

6. 2024 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会決議により、2024 年 3 月 11 日付で普通株式 5 株を 1 株に併合する株式併合を実施しており、上記所有株式数につきましては、当該株式併合後の所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主、お客様、仕入先、従業員等の全てのステークホルダーに対し、適切な情報開示・提供を行うとともに、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定・業務執行を行うことを目的として、コーポレート・ガバナンス体制を整備してまいります。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

<取締役会>

取締役会は、取締役全員で構成されており、代表取締役社長がその議長となり、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要な事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。

また、取締役の指名については、株主総会にて取締役を選任した後、取締役会において、取締役会議長や代表取締役、業務執行取締役等について、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力等を踏まえて議論を行い、選定しております。

取締役の報酬については、株主総会で報酬総額の上限を決議し、その上限を超えることが無いよう、管掌範囲、責任範囲、常勤性、業務内容・難易度等を鑑みて、社会通念上、妥当と判断出来る内容であるかどうかを取締役会で議論して決定しております。

<監査役>

監査役は、監査計画に基づき、内部監査室と連携し、定期的に各部門の監査を実施するとともに、業務執行状況把握のため、取締役会をはじめ、重要な会議に出席し、取締役の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

<会計監査>

当社は、OAG監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2024 年 9 月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、田中荘治氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 8 名その他 3 名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

<内部監査>

内部監査は、内部監査室（1 名）が担当しております。内部監査計画に基づき、各部署に対して業務監査等を実施し、監査終了後に内部監査報告書を代表取締役社長に提出して、適宜業務の改善を行っております。

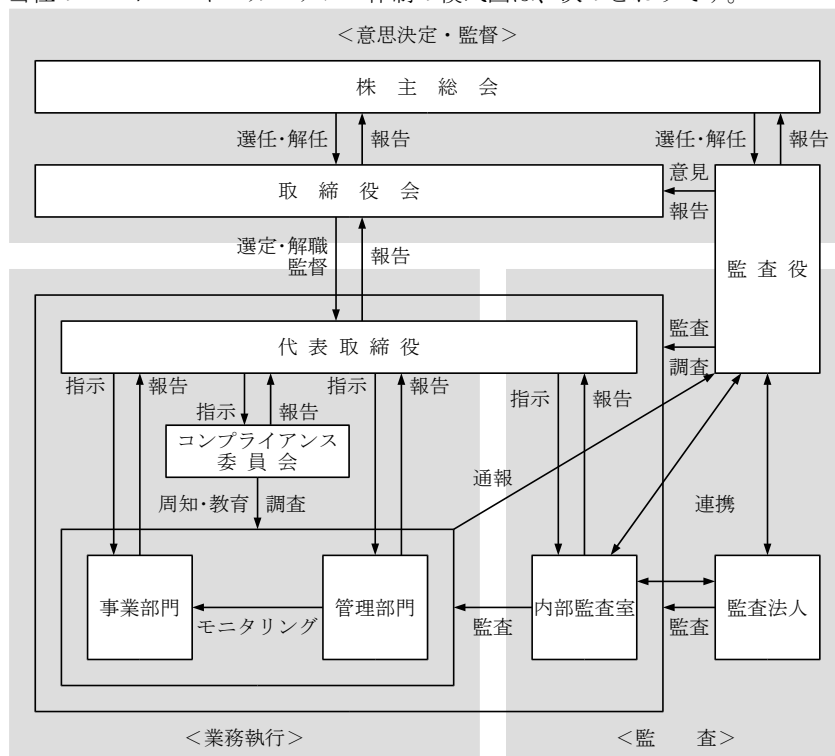
<監査役・会計監査・内部監査の連携>

監査役、会計監査、内部監査が相互に連携を行うことで、効果的・効率的に監査を実施しております。

<コンプライアンス委員会>

代表取締役及び業務執行取締役、各部長を構成員とするコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に係る活動を推進し、問題や課題などが見受けられれば、是正や改善を行うことを職務としています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下のとおりです。

<取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について>

法令等の遵守体制に係る社内規程等を用いて、就任時の説明等の場において、取締役及び使用人が法令及び定款に則って行動するよう徹底する。

取締役は、経営に関する重要事項のみならずリスク情報を含めて取締役会に報告して情報を共有し、協議することにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。

取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議題のほか、法令及び定款に定める事項を決議し、会社の業務意思決定を法令、定款に適合させる体制とする。

役職員が、社内において法令及び定款に違反する行為又はそのおそれがある行為を発見した場合には、直ちに通報する旨のコンプライアンス規程を設ける。

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員が常にコンプライアンスを意識して職務の執行にあたるよう、コンプライアンス研修を実施する。

当社は、反社会的勢力との関係は法令等の違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶する姿勢で臨み、関係排除に取り組んでいく。

<取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について>

文書・記録管理規程を定め、文書及び記録の取扱いに関する基本事項の運用・管理を行う。

株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議の議事録等は、適時適切に作成するとともに、適切に保管して取締役の職務執行の証跡とする。

<損失の危険管理に関する規程その他の体制について>

当社は、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスに限らない全社的なリスクに関する体制整備及び問題点の把握を実施している。また、災害等の不測の事態が発生した場合の事業継続計画書を整備することで、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に抑えるものとする。

<取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制について>

取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の職務の執行の効率性を図るのみならず、取締役は相互にその効率性の監督を行う。

取締役会の決定に基づく職務のための各部門の業務分掌を明確にすることで、適正かつ効率的な職務が行われる体制を確保する。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び年度計画を策定するとともに、その計画達成に向けた各部門の業務執行をチェックする。

<監査役の職務を補助すべき使用人の体制及び使用人の独立性の確保について>

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助スタッフを置くこととする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、取締役と監査役の協議により選任するが、選任された者は、取締役の指揮・命令は受けないものとする。

<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について>

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

<監査役の職務執行について生じる費用又は債務の処理に関する方針について>

当社は、監査役の職務の執行に必要な費用又は債務を会社として負担する。

<その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制について>

監査役は、取締役会のほか、業務執行を把握するため経営会議等に参加するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めるものとする。

監査役は、代表取締役と相互に意思疎通を図るため、必要に応じ会合を持つこととする。

監査役が独自の意見形成をするため、必要に応じ外部の専門家に相談できる体制を確保する。

④社外取締役及び社外取締役との関係について

社外取締役として選任している横田早世氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は経営コンサルタントとして多数の実績と経験を有していることから、「経営の透明性とコーポレート・ガバナンスの向上」の観点より、第三者目線で当社の業務執行に対する監督、助言等を行って頂けることを期待し、社外取締役として選任しております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、コンプライアンスとリスク管理に係る諮問委員会であるコンプライアンス委員会が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員報酬の内容

(a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

(役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容)

(基本方針)

- ・ 役員の個人別の報酬等は、基本報酬及び非金銭報酬等とし、業績連動報酬等は、設けない。
- ・ 基本報酬は、業績に連動しない、月例、固定での金銭報酬とする。
- ・ 非金銭報酬等は、中長期での企業価値向上、株価上昇に向けたインセンティブの付与を目的とした退職時報酬型ストックオプション（新株予約権）とする。なお、非金銭報酬等は、その職務に鑑み、代表取締役及び業務執行取締役を対象とする。
- ・ 上記の定めにかかわらず、従業員に対する賃金規程に準じて、通勤手当及び出張手当を支給する。

(役員の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

- ・ 基本報酬の額（月額）は、以下のとおり、決定する。なお、計算期間は、毎月、1日から末日までとし、計算期間の途中で就任や退任、解任などの場合は、日割り計算を行わず、1か月分、支給する。また、会社業績が著しく低迷したときや、社会的に責任を明らかにすべき事態が発生したときなどは、減額等の措置をとることがある。

(イ) 代表取締役及び業務執行取締役

管掌業務の広さや職責の重さ、常勤性などを総合的に勘案して、25万円～250万円とする。

(ロ) その他の取締役

職責の重さや常勤性などを総合的に勘案して、5万円～50万円とする。

(ハ) 監査役

職責の重さや常勤性などを総合的に勘案して、5万円～50万円とする。

- ・ 非金銭報酬等の額（年額）は、以下のとおり、決定する。なお、計算期間は、毎年、10月1日から翌年9月末日までとする。

(イ) 代表取締役及び業務執行取締役

管掌業務の広さや職責の重さ、常勤性などを総合的に勘案して、0個～20個とする。

(ロ) その他の取締役

対象外とする。

(ハ) 監査役

対象外とする。

(基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の役員の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針)

- ・ 中長期での企業価値向上、株価上昇への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となるよう決定する。

(役員に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針)

- ・ 基本報酬の支給時期は、毎月、翌月の10日とする。ただし、支給日が休日に当たる場合は、その前日とする。
- ・ 非金銭報酬等の支給条件は、毎年、株主総会にて決定されることとし、その支給時期は、株主総会にて決定された効力発生日とする。

(決定方法)

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容は、以下のとおり、決定する。
株主総会にて決定された取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役会の決議にて決定する。

- ・監査役の個人別の報酬等の内容は、以下のとおり、決定する。
株主総会にて決定された監査役の報酬等の総額の範囲内において、監査役間の協議にて決定する。

(b) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67,800 (3,000)	67,800 (3,000)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4,800 (—)	4,800 (—)	— (—)	— (—)	1 (—)

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は3名以上10名以内、監査役は3名以内とする旨定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

該当事項はありません。

⑫取締役及び監査役の責任免除又は限定

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、当該取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役及び監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等の法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で、取締役会の決議により、免除することができる、また、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき等の法令に定める要件に該当する場合には、当該取締役及び監査役との間に、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる（ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、法令で定める額とする）旨を定款に定めております。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭株式の保有状況

(a) 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株式の価値の変動又は株式の配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式は保有せず、純投資目的以外の目的である政策保有株式のみを保有しておりますが、現在、解消に向けて売却手続

きを進めております。

(b) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有適否に関する取締役会等における検証内容
当社が保有する政策保有株式については、合理的理由が認められる場合にのみ保有することとしております。保有の合理性については、保有に伴う採算や取引関係の維持強化等の保有目的を勘案し、判断しております。

(c) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	1	3,021
非上場株式以外の株式	—	—

(d) 当事業年度において株式数が減少した銘柄

	銘柄数	株式数の減少に係る売却 価額の合計額（千円）
非上場株式	1	6,747
非上場株式以外の株式	—	—

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
12,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の規模・業務の特性、監査業務の内容、監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て監査報酬額を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、OAG監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	328,641	391,939
受取手形	※1、※2 8,315	※1 10,888
電子記録債権	※1、※2 93,985	※1 146,573
売掛金	582,269	648,644
商品及び製品	109,277	114,878
仕掛品	66,713	73,851
原材料及び貯蔵品	189,192	166,438
前払費用	12,005	13,289
その他	5,943	6,088
貸倒引当金	△10	△790
流動資産合計	1,396,334	1,571,803
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※3、※4 1,304,379	※3、※4 1,260,848
構築物（純額）	※3、※4 105,564	※3、※4 97,845
機械及び装置（純額）	※3、※4 786,156	※3 749,982
車両運搬具（純額）	※3 1,155	※3 577
工具、器具及び備品（純額）	※3 32,277	※3 34,038
土地	※4 620,429	※4 620,429
リース資産（純額）	※3 10,611	※3 7,386
建設仮勘定	18,535	62,370
有形固定資産合計	2,879,107	2,833,477
無形固定資産		
ソフトウェア	73,523	59,289
ソフトウェア仮勘定	24,267	31,873
無形固定資産合計	97,790	91,162
投資その他の資産		
投資有価証券	6,948	3,021
出資金	19,690	19,370
従業員に対する長期貸付金	900	600
破産更生債権等	—	2,200
長期前払費用	7,869	5,537
その他	9,401	7,413
貸倒引当金	—	△2,200
投資その他の資産合計	44,809	35,942
固定資産合計	3,021,708	2,960,581
資産合計	4,418,042	4,532,385

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	※2 228,452	237,592
買掛金	181,113	197,190
短期借入金	—	62,000
1 年内返済予定の長期借入金	※4 461,315	※4 474,555
リース債務	3,389	3,125
未払金	18,293	48,462
未払費用	138,647	120,290
未払法人税等	46,248	67,706
未払消費税等	82,315	18,174
その他	28,344	22,113
流動負債合計	1,188,120	1,251,213
固定負債		
長期借入金	※4 1,944,996	※4 1,963,660
リース債務	7,992	4,867
繰延税金負債	126,614	90,949
固定負債合計	2,079,603	2,059,476
負債合計	3,267,723	3,310,689
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	55,000	55,000
資本剰余金合計	55,000	55,000
利益剰余金		
利益準備金	9,140	9,140
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	42,163	40,342
特別償却準備金	236,159	169,289
繰越利益剰余金	707,855	847,923
利益剰余金合計	995,318	1,066,695
株主資本合計	1,150,318	1,221,695
純資産合計	1,150,318	1,221,695
負債純資産合計	4,418,042	4,532,385

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
売上高	※1 3,842,282	※1 3,995,722
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	94,288	120,580
当期商品仕入高	450,248	456,022
当期製品製造原価	2,672,328	2,703,993
合計	3,216,865	3,280,596
他勘定振替高	—	1,009
商品及び製品期末棚卸高	120,580	126,944
棚卸資産評価損	4,715	1,156
商品及び製品売上原価	3,100,999	3,153,799
売上総利益	741,283	841,923
販売費及び一般管理費	※2, ※3 640,122	※2, ※3 638,359
営業利益	101,160	203,563
営業外収益		
受取配当金	716	129
作業くず売却益	33,833	33,309
雑収入	5,287	2,778
営業外収益合計	39,838	36,217
営業外費用		
減価償却費	19,230	8,771
支払利息	13,934	14,253
手形譲渡損	2,941	2,132
雑損失	2,327	4,417
営業外費用合計	38,433	29,575
経常利益	102,565	210,206
特別利益		
固定資産売却益	※4 105	※4 1,419
助成金収入	37,115	1,400
投資有価証券売却益	11,463	2,741
特別利益合計	48,684	5,560
特別損失		
固定資産除売却損	※5 15,505	※5 1,327
投資有価証券売却損	20,235	—
投資有価証券評価損	10	—
減損損失	※6 23,363	※6 19,487
災害損失	—	3,888
特別損失合計	59,115	24,703
税引前当期純利益	92,134	191,063
法人税、住民税及び事業税	52,103	93,351
法人税等調整額	△24,374	△35,664
法人税等合計	27,729	57,686
当期純利益	64,405	133,376

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)		当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	(注) 1	1,132,710	42.1	1,221,047	44.7
II 労務費		653,335	24.2	642,285	23.5
III 経費		908,479	33.7	868,859	31.8
当期総製造費用		2,694,524	100.0	2,732,191	100.0
期首仕掛品棚卸高	(注) 2	57,352		70,046	
合計		2,751,877		2,802,238	
期末仕掛品棚卸高		70,046		77,580	
他勘定振替高		△9,501		△20,664	
当期製品製造原価		2,672,328		2,703,993	

原価計算の方法

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
外注加工費 (千円)	160,448	166,138
減価償却費 (千円)	335,385	312,375
水道光熱費 (千円)	113,546	104,261

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
研究開発費 (千円)	△9,501	△15,224
企画費 (千円)	—	△2,755
災害損失 (千円)	—	△2,521
広告宣伝費 (千円)	—	△163

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100,000	55,000	55,000	9,140	43,985	299,368	640,420	992,913	1,147,913
当期変動額									
利益剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△62,000	△62,000	△62,000
当期純利益	—	—	—	—	—	—	64,405	64,405	64,405
圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△1,821	—	1,821	—	—
特別償却準備金の 取崩	—	—	—	—	—	△63,208	63,208	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,821	△63,208	67,434	2,405	2,405
当期末残高	100,000	55,000	55,000	9,140	42,163	236,159	707,855	995,318	1,150,318

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,466	2,466	1,150,379
当期変動額			
利益剰余金の配当	—	—	△62,000
当期純利益	—	—	64,405
圧縮積立金の取崩	—	—	—
特別償却準備金の 取崩	—	—	—
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	△2,466	△2,466	△2,466
当期変動額合計	△2,466	△2,466	△61
当期末残高	—	—	1,150,318

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	55,000	55,000	9,140	42,163	236,159	707,855	995,318	1,150,318	1,150,318
当期変動額										
利益剰余金の 配当	—	—	—	—	—	—	△62,000	△62,000	△62,000	△62,000
当期純利益	—	—	—	—	—	—	133,376	133,376	133,376	133,376
圧縮積立金の 取崩	—	—	—	—	△1,821	—	1,821	—	—	—
特別償却準備 金の取崩	—	—	—	—	—	△66,870	66,870	—	—	—
当期変動額合 計	—	—	—	—	△1,821	△66,870	140,068	71,376	71,376	71,376
当期末残高	100,000	55,000	55,000	9,140	40,342	169,289	847,923	1,066,695	1,221,695	1,221,695

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	92,134	191,063
減価償却費	401,417	363,211
減損損失	23,363	19,487
助成金収入	△37,115	△1,400
投資有価証券評価損	10	—
固定資産除売却損益 (△は益)	15,399	△92
投資有価証券売却損益 (△は益)	8,772	△2,741
災害損失	—	3,888
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△70	2,980
受取利息及び受取配当金	△716	△129
支払利息	13,934	14,253
売上債権の増減額 (△は増加)	124,210	△121,535
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△28,251	6,483
仕入債務の増減額 (△は減少)	17,992	25,216
未収消費税等の増減額 (△は増加)	34,627	—
未払消費税等の増減額 (△は減少)	72,642	△64,140
その他	64,638	△22,793
小計	802,989	413,753
利息及び配当金の受取額	716	129
利息の支払額	△13,934	△14,253
助成金の受入れによる収入	36,815	1,400
法人税等の支払額	△6,864	△71,893
法人税等の還付額	6,280	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	826,003	329,135
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△126,235	△282,745
無形固定資産の取得による支出	△41,714	△24,109
有形固定資産の売却による収入	3,105	5,019
投資有価証券の取得による支出	△100	—
投資有価証券の売却による収入	37,879	6,747
その他	—	736
投資活動によるキャッシュ・フロー	△127,064	△294,352
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	62,000
長期借入れによる収入	64,735	530,000
長期借入金の返済による支出	△614,305	△498,096
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△4,298	△3,389
配当金の支払額	△62,000	△62,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△615,868	28,514
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	83,071	63,297
現金及び現金同等物の期首残高	245,570	328,641
現金及び現金同等物の期末残高	※ 328,641	※ 391,939

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、取得原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品、製品、主要原材料（商品）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

主要原材料（原紙）

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

その他

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備・構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年～35年

建物附属設備 3年～18年

構築物 10年～45年

機械及び装置 10年

車両運搬具 4年～5年

工具、器具及び備品 2年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めのものについては当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ①顧客との契約に基づき履行義務を識別し、約束した財やサービスなどの支配が顧客に移転した時点で当社の履行義務が充足されると判断して、当該財やサービスなどと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

②取引の対価は、支配が顧客に移転した時点から主として1年以内に回収するものとし、重要な金融要素を含んでいないかを検証しております。

③製品の製造、商品の仕入れ、製品・商品の販売等を行うに当たり、顧客との契約の中で当社が製品・商品を引渡した時点において顧客が支配を獲得し、当社の履行義務が充足されると判断した時点において収益を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から製品・商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点において収益を認識するものとしております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手元現金、随時引き出し可能な預金、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 固定資産の減損

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産	2,879,107	2,833,477
無形固定資産	97,790	91,162
減損損失	23,363	19,487

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の兆候の有無を判定するに当たっては、管理会計上の事業単位を基に資産グルーピングしております。

減損の兆候がある場合には減損損失の認識の判定を行い、割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積り又は回収（売却）可能価額の見積りを基に減損損失の計上の要否を判定しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変更等によって影響を受ける可能性があり、見積りと異なる場合は翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

※1 受取手形割引高及び電子記録債権割引高

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
受取手形割引高	70,212千円	54,064千円
電子記録債権割引高	542,914千円	545,305千円
計	613,127千円	599,370千円

※2 期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務

期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の会計処理については、前事業年度の末日は金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。期末日満期手形、電子記録債権及び電子記録債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
受取手形	9,221 千円	－千円
電子記録債権	45,064 千円	－千円
電子記録債務	59,077 千円	－千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,561,260 千円	4,774,446 千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
建物	1,303,609 千円	1,260,153 千円
構築物	105,564 千円	97,845 千円
機械及び装置	3,198 千円	－千円
土地	620,229 千円	620,229 千円
計	2,032,600 千円	1,978,228 千円

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
1 年内返済予定の長期借入金	346,802 千円	375,160 千円
長期借入金	1,738,915 千円	1,808,762 千円
計	2,085,717 千円	2,183,922 千円

(損益計算書関係)

※1 売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「【注記事項】(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 55.0%、当事業年度 48.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 45.0%、当事業年度 51.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
役員報酬	67,050 千円	72,600 千円
給料手当及び賞与	280,494 千円	256,931 千円
減価償却費	46,801 千円	41,881 千円
貸倒引当金繰入額	△70 千円	2,980 千円

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
研究開発費	9,501 千円	15,224 千円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
機械及び装置	51 千円	1,349 千円
車両運搬具	54 千円	69 千円
計	105 千円	1,419 千円

※5 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
建物	8,601 千円	－千円
機械及び装置	6,664 千円	1,327 千円
工具、器具及び備品	239 千円	－千円
計	15,505 千円	1,327 千円

※6 減損損失

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失金額
工場（富山）	包材の製造設備	機械及び装置 工具、器具及び備品	23,363 千円
合計	－	－	23,363 千円

（2）減損損失の認識に至った経緯

使用見込みの無い遊休・休止資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額により算定しております。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（1）減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類	減損損失金額
工場（富山）	包材の製造設備	機械及び装置	19,487 千円
合計	－	－	19,487 千円

（2）減損損失の認識に至った経緯

使用見込みの無い遊休・休止資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額により算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,550,000	—	—	1,550,000
合計	1,550,000	—	—	1,550,000

(注) 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施しておりますが、上記株式数は当該株式併合前の株式数を記載しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年12月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	62,000 千円
(ロ) 1株当たり配当額	40 円
(ハ) 基準日	2022年 9月 30日
(ニ) 効力発生日	2022年 12月 27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年12月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	62,000 千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	40 円
(ニ) 基準日	2023年 9月 30日
(ホ) 効力発生日	2023年 12月 27日

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,550,000	—	1,240,000	310,000
合計	1,550,000	—	1,240,000	310,000

(変動理由)

普通株式の減少は、2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施したためです。

2024年3月11日付の株式併合による減少 1,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年12月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	62,000 千円
(ロ) 1株当たり配当額	40 円
(ハ) 基準日	2023 年 9 月 30 日
(ニ) 効力発生日	2023 年 12 月 27 日

(注) 2024年3月11日開催の臨時株主総会決議により、2024年3月11日付で普通株式5株を1株に併合する株式併合を実施いたしました。株式併合前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年12月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	62,000 千円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	200 円
(ニ) 基準日	2024 年 9 月 30 日
(ホ) 効力発生日	2024 年 12 月 24 日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	328,641 千円	391,939 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	328,641 千円	391,939 千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

全事業共通の設備（車両運搬具並びに工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、主に包材製造・受託包装事業を行うための設備投資計画に基づいて、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用するとともに、短期的な運転資金を銀行借入によ

り調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

投資有価証券は非上場の市場価格変動が無い証券のみの保有であり、変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、事業に必要な資金の多くを銀行借入により調達しておりますが、市場金利の上昇による変動リスクを回避するために、固定金利にて調達することを基本としております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
投資有価証券	—	—	—
負債			
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,406,311	2,324,534	△81,776
リース債務	11,382	11,185	△197

当事業年度（2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
投資有価証券	—	—	—
負債			
長期借入金（1年内返済予定を含む）	2,438,215	2,368,529	△69,685
リース債務	7,992	7,912	△79

(注) 1. 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度（2023 年 9 月 30 日）	当事業年度（2024 年 9 月 30 日）
非上場株式	6,948	3,021
出資金	19,690	19,370

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023 年 9 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	328,641	—	—	—
受取手形	8,315	—	—	—
電子記録債権	93,985	—	—	—
売掛金	582,269	—	—	—
従業員に対する 長期貸付金	—	900	—	—
合計	1,013,210	900	—	—

当事業年度（2024 年 9 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	391,939	—	—	—
受取手形	10,888	—	—	—
電子記録債権	146,573	—	—	—
売掛金	648,644	—	—	—
従業員に対する 長期貸付金	—	600	—	—
合計	1,198,045	600	—	—

(注) 4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023 年 9 月 30 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	461,315	398,847	348,990	309,243	237,991	649,925
リース債務	3,389	3,125	1,805	1,805	1,205	50
合計	464,704	401,972	350,795	311,048	239,196	649,975

当事業年度（2024年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	474,555	424,698	384,951	313,699	230,624	609,688
リース債務	3,125	1,805	1,805	1,205	50	—
合計	477,680	426,503	386,756	314,904	230,674	609,688

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年9月30日）

該当事項はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	—	2,324,534	—	2,324,534
リース債務	—	11,185	—	11,185

当事業年度（2024年9月30日）

区分	時価			
	レベル1 (千円)	レベル2 (千円)	レベル3 (千円)	合計 (千円)
長期借入金	—	2,368,529	—	2,368,529
リース債務	—	7,912	—	7,912

（注）1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及びリース債務

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計 （千円）	売却損の合計 （千円）
株式	37,879	11,463	20,235
合計	37,879	11,463	20,235

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計 （千円）	売却損の合計 （千円）
株式	6,747	2,741	－
合計	6,747	2,741	－

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,749 千円	6,654 千円
資産除去債務	936 千円	936 千円
棚卸資産評価損	5,020 千円	5,417 千円
ゴルフ会員権評価損	4,889 千円	4,278 千円
減価償却超過額	294 千円	192 千円
減損損失	8,013 千円	6,684 千円
その他	－	737 千円
繰延税金資産小計	23,902 千円	24,900 千円
評価性引当額	△5,214 千円	△5,952 千円
繰延税金資産合計	18,688 千円	18,947 千円
繰延税金負債		
圧縮積立金	△22,011 千円	△21,061 千円
特別償却準備金	△123,291 千円	△88,836 千円
繰延税金負債合計	△145,302 千円	△109,897 千円
繰延税金負債の純額	△126,614 千円	△90,949 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (2024 年 9 月 30 日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.9%	2.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%	△0.0%
法人税等の特別控除	△10.2%	△6.6%
住民税均等割額	2.0%	0.9%
評価性引当額の増減	△0.7%	0.4%
その他	△2.2%	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1%	30.2%

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社は事業所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	包材製造・受託包装事業
主要な財又はサービスのライン	
包材製造	3,803,840
受託包装	38,442
顧客との契約から生じる収益	3,842,282
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,842,282

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当社は、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	包材製造・受託包装事業
主要な財又はサービスのライン	
包材製造	3,955,499
受託包装	40,223
顧客との契約から生じる収益	3,995,722
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,995,722

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針）4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当社の契約資産及び契約負債については、残高の重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。

②残存履行義務に配分した取引価額

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価額に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、包材製造・受託包装事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日医工株式会社	431,801	包材製造・受託包装

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
日医工株式会社	464,119	包材製造・受託包装

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、包材製造・受託包装事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

当社の事業セグメントは、包材製造・受託包装事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	3,710 円 71 銭	3,940 円 95 銭
1 株当たり当期純利益	207 円 76 銭	430 円 25 銭

- (注) 1. 2024 年 3 月 11 日開催の臨時株主総会決議により、2024 年 3 月 11 日付で普通株式 5 株を 1 株に併合する株式併合を実施しておりますが、前事業年度の期首に当該株式併合が実施されたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
2. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022 年 10 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当事業年度 (自 2023 年 10 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
当期純利益(千円)	64,405	133,376
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	64,405	133,376
普通株式の期中平均株式数(株)	310,000	310,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,730,421	37,006	—	2,767,428	1,506,579	80,537	1,260,848
構築物	193,000	988	—	193,988	96,143	8,706	97,845
機械及び装置	3,556,617	193,871	135,045 (19,487)	3,615,443	2,865,461	205,630	749,982
車両運搬具	30,885	—	1,800	29,085	28,507	577	577
工具、器具及び備品	262,692	33,560	397	295,855	261,816	31,799	34,038
土地	620,429	—	—	620,429	—	—	620,429
リース資産	27,787	—	4,464	23,323	15,937	3,225	7,386
建設仮勘定	18,535	74,434	30,599	62,370	—	—	62,370
有形固定資産計	7,440,366	339,861	172,306 (19,487)	7,607,923	4,774,446	330,477	2,833,477
無形固定資産							
ソフトウェア	176,239	18,241	—	194,481	135,192	32,475	59,289
ソフトウェア仮勘定	24,267	27,753	20,147	31,873	—	—	31,873
無形固定資産計	200,506	45,994	20,147	226,354	135,192	32,475	91,162
長期前払費用	9,902	1,936	6,135	5,704	166	133	5,537

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

機械及び装置 包材製造・受託包装のための機械及び装置 193,871 千円

3. 建設仮勘定の当期増加額は包材製造・受託包装のための機械及び装置の取得であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	62,000	0.50	—
1年以内に返済予定の長期借入金	461,315	474,555	0.61	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,389	3,125	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,944,996	1,963,660	0.51	2024年～2042年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	7,992	4,867	—	2024年～2028年
合計	2,417,693	2,508,207	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	424,698	384,951	313,699	230,624
リース債務	1,805	1,805	1,205	50

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10	2,990	—	10	2,990

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	213
当座預金	391,725
合計	391,939

ロ. 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
日新薬品工業株式会社	2,608
東洋カプセル株式会社	2,598
新生薬品株式会社	1,524
株式会社廣昌堂	889
東洋製薬化成株式会社	850
その他	2,416
合計	10,888

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025 年 1 月	9,193
2025 年 2 月	1,694
合計	10,888

ハ. 電子記録債権

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
テイカ製薬株式会社	35,699
救急薬品工業株式会社	18,159
日新製薬株式会社	16,753
岩城製薬株式会社	10,309
滋賀県製薬株式会社	9,430
その他	56,221
合計	146,573

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2024年10月	27,403
2024年11月	11,382
2024年12月	31,794
2025年 1 月	73,380
2025年 2 月	2,612
合計	146,573

二. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社パナケイア製薬	79,237
株式会社池田模範堂	73,437
帝國製薬株式会社	42,569
日医工株式会社	36,864
救急薬品工業株式会社	23,330
その他	393,204
合計	648,644

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B)
582,269	4,397,252	4,330,877	648,644	87.0	51

ホ. 商品及び製品

区分	金額 (千円)
包材	114,878
合計	114,878

ヘ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
包材	73,851
合計	73,851

ト．原材料及び貯蔵品

区分	金額（千円）
原材料	
原紙	117,436
刷版	7,119
その他	21,069
小計	145,625
貯蔵品	
設備資材	19,526
クリーンウェア	1,170
その他	116
小計	20,812
合計	166,438

②流動負債

イ．電子記録債務

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社山田写真製版所	24,814
小杉建設	19,897
株式会社T&K TOKA	17,541
東洋インキ株式会社	13,773
新タック化成株式会社	9,986
その他	151,579
合計	237,592

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2024年10月	46,021
2024年11月	56,672
2024年12月	68,372
2025年1月	66,526
合計	237,592

ロ. 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社ムサシ	60,809
紙ぷらす株式会社	25,257
ZACROS 株式会社	14,323
株式会社富山印刷	6,897
大永包装株式会社	6,585
その他	83,316
合計	197,190

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月末日
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月末日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り（注） 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMB C信託銀行 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 当社の広告掲載URLは次の通りです。 https://taiyopackage.co.jp
株主に対する特典	なし

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）募集株式又は募集新株予約券の割当てを受ける権利
- （3）単元未満株式の買増しを請求する権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024 年 12 月 6 日

株式会社タイヨーパッケージ

取締役会 御中

OAG 監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

今 井 基 喜

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

田 中 荘 治

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タイヨーパッケージの 2023 年 10 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日までの第 82 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タイヨーパッケージの 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ

の他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。